

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	養育医療給付関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、養育医療給付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

甲府市長

公表日

令和5年10月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	養育医療給付関係事務
②事務の概要	<p>母子保健法(第20条及び第21条の4)の規定に基づき、医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療の給付又は養育医療に要する費用の支給を行うとともに、当該措置に要する費用の一部を徴収する事務を行う。</p> <p>(①養育医療給付の申請(変更の申請を含む)書類に記載された内容を確認する。 ②徴収基準額(所得階層)の決定のため、生活保護受給状況、市民税課税状況、所得を確認する。 ③養育医療券交付の決定をし、養育医療券を申請者へ送付する。 ④費用の一部の徴収に関する事務を行う。 ⑤支給認定申請情報の管理を行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び母子保健法に基づき、以下の事務において、照会および提供を行う。</p> <p>(①養育医療給付の申請(変更の申請を含む)書類に記載された内容を確認する。 ②徴収基準額(所得階層)の決定のため、生活保護受給状況、市民税課税状況、所得を確認する。</p>
③システムの名称	団体内統合宛名システム 中間サーバ 表計算ソフト

2. 特定個人情報ファイル名

養育医療支給認定情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (情報照会の根拠): 70の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠): 第39条	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども未来部母子保健課
②所属長の役職名	母子保健課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-8950
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	甲府市 子ども未来部子ども未来総室母子保健課 400-0858 山梨県甲府市相生2-17-1 問い合わせ先電話番号 055-237-8950
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無		[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発			[十分に行ってている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行ってている 3) 十分に行っていない

变更箇所